

令和 8 年度 採用

加古川市会計年度任用職員（パートタイム）
採用候補者名簿登録試験
【就学前教育補助員】
募集要項

令和 7 年 1 0 月
受 験 案 内

試 験 日	令和 7 年 1 1 月 1 6 日（日）
申込受付期間	令和 7 年 1 0 月 1 4 日（火）～ 1 0 月 3 1 日（金） ※土曜日、日曜日は除きます ※郵送の場合、1 0 月 3 0 日（木）までの消印有効
申込受付場所	加古川市役所 本館 1 階 幼児保育課

加古川市こども部幼児保育課公立園係

〒675-8501 加古川市加古川町北在家 2000 番地

TEL (079) 427-9148（直通）

1. 採用概要

勤 務 場 所	市立幼稚園
業 務 内 容	特別な支援を必要とする園児の介助や生活支援（介助に伴う簡単な記録の作成・引継ぎを含む）
採用予定人数	10名程度
採用までの流れ	採用候補者名簿登録試験を実施し、合格者を採用候補者名簿に登録した上で、登録者の中から採用者を決定
名簿登録期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日（1年間）
そ の 他	採用が必要な時期に、名簿登録者の中から採用者を決定しますので、名簿登録がされた場合でも必ず採用となるわけではありません

注）提出書類の記載内容や口述内容等に虚偽や不正がある場合、また、採用後に不正等が発覚した場合には、採用・名簿登録を取り消します。

2. 応募資格

資 格	不問
年 齢	不問
欠 格 要 件	地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する人は応募できません。

注1) すでに加古川市会計年度任用職員パートタイム（幼稚園教諭・保育教諭。保育士）に登録済みの方でも、採用候補者名簿登録試験の受験を申し込む必要があります。

注2) 令和7年度加古川市会計年度任用職員（パートタイム）採用候補者名簿に登録されており、11月1日時点で既に一定の任用実績がある方については、面接試験が免除される場合があります。

3. 申込方法・受付期間

受 付 期 間	<u>令和7年10月14日（火）～令和7年10月31日（金）</u> 午前8時30分～午後5時15分（土・日を除く） ※郵送の場合、令和7年10月30日（木）までの消印有効。
申 込 方 法	下記の必要書類等を幼児保育課（加古川市役所本館1階）まで直接持参いただくか、郵送にてご提出ください。 <u>①加古川市会計年度任用職員採用候補者名簿登録試験申込書（本市所定用紙）</u> ※必要事項を記入の上、写真（縦4cm×横3cm）を貼付してください。 <u>②結果用通知封筒</u> ※長形3号の封筒に110円切手を貼り、申込者の氏名、送付先を明記してください。また、氏名の後には、「様」を付記してください。
受 付 場 所 （送 付 先）	〒675-8501 加古川市加古川町北在家2000番地 加古川市幼児保育課 公立園係（加古川市役所本館1階）

4. 試験概要

試 験 日	令和7年11月16日（日）
試 験 会 場	加古川市役所 南館 301会議室 ※駐車場は、立体駐車場（たんようカーパークつつじ：有料）を利用してください。割引処理を行いますので、駐車券は必ず会場までお持ちください。
持 参 す る 物	受験票
試 験 内 容	面接
結 果 発 表	12月下旬に、受験者全員に郵送します。
そ の 他	受験票につきましては、11月初旬に郵送します。 試験時間につきましては、受験票に記載します。

5. 勤務条件

任 用 期 間	令和8年4月1日～令和9年3月31日の指定する期間 ※原則として、長期休業期間（春休み、夏休み、冬休み）は勤務がありませんが、行事等によって勤務日が生じる場合があります。
勤 務 時 間	午前8時30分から午後2時30分まで 週30時間以内【1日6時間×週5日以内】 ※業務の都合により時間外勤務が生じる可能性があります。
給 与	時給1,294円（地域手当を含む） ※令和7年4月1日時点 ※採用日前に本市の会計年度任用職員として在職期間がある場合、その勤務実績に応じて加算される場合があります。
諸 手 当	地域手当（時給に含む）、通勤手当、時間外勤務手当 期末・勤勉手当（支給には条件があります）
休 日	国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日 ※幼稚園の長期休業中は、原則として勤務はありませんが、登園日などにより出勤日となる場合があります。
休 暇 等	年次有給休暇：任期・週の勤務日数に応じて付与（1年間に最大20日） ※上記以外に、結婚休暇や忌引休暇等の特別休暇があります。
服 務	地方公務員法に規定するサービスの各規定が適用されます。（サービスの宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止）※一定の要件を満たす場合は、兼業が可能ですが、本市と兼業先の勤務時間を合わせて、法定労働時間（1日8時間又は週40時間）を超える場合には原則認められません。また、懲戒処分等の規定が適用されます。
社 会 保 険	勤務条件により健康保険・厚生年金・雇用保険が適用となります。
公 務 災 害	労働者災害補償保険が適用されます。
そ の 他	地方公務員法の規定に基づき、採用時はすべて条件付のものとし、採用後1か月（勤務日数が15日に満たない場合は、その日数が15日に達するまで）を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。

注）上記給与及び諸手当の内容は、今後給与改定等により変更になる場合があります。

6. 申込受付場所及び試験会場位置図

